



滋下水審第 3 号
令和2年(2020年) 2月 6日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県下水道審議会
会長 松井



下水道事業その他汚水処理に係る事業に関する総合的な施策の推進に関する重要事項
(琵琶湖流域下水道高島浄化センター汚泥処理方法の基本方針) について(答申)

平成31年(2019年)2月21日付け滋下水第79号で諮問のあったこのことについて、本審議会において提出資料等に基づき審議を尽くしたところ、次のとおり答申します。

高島処理区は琵琶湖流域下水道4処理区の中で最も処理規模が小さく、地域と連携した汚泥処理方式や有効利用方式を含め、経済性の観点からも規模に見合った汚泥処理方法を検討する必要がある。

そこで本審議会では、高島浄化センターにおける汚泥処理方法について、処理の安定性や環境への配慮、汚泥の有効利用、ライフサイクルコストといった複数の評価視点から総合的な審議を行った結果、高島浄化センターの汚泥処理方法は、【コンポスト化】とすることを適当と認める。

なお、コンポスト化にあたっては、利用先の確保が必要不可欠なため、事業方式の選定も含め、県として持続可能な手法を採用すること。また、コンポスト製品の安全性や有効性を担保するとともに、浄化センターが高島地域の循環と共生の一端を担う重要性を鑑み、地域住民と連携して地産地消による資源循環を構築すること。